

長野市重度心身障害児福祉年金条例施行規則（昭和58年3月30日長野市規則第5号）

最終改正:令和3年8月20日規則第42号

改正内容:令和3年8月20日規則第42号 [令和3年9月1日]

○長野市重度心身障害児福祉年金条例施行規則

昭和58年3月30日長野市規則第5号

改正

昭和61年3月29日規則第7号  
平成4年6月30日規則第26号  
平成7年6月30日規則第29号  
平成15年3月28日規則第25号  
令和3年8月20日規則第42号

長野市重度心身障害児福祉年金条例施行規則

長野市重度心身障害児福祉年金条例施行規則（昭和42年長野市規則第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、長野市重度心身障害児福祉年金条例（昭和58年長野市条例第8号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請）

第2条 重度心身障害児福祉年金（以下「年金」という。）の受給資格の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長野市重度心身障害児福祉年金受給資格認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付又は提示して、市長に提出しなければならない。

- 療育手帳又は身体障害者手帳
- その他市長が必要と認める書類

（決定）

第3条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、認定すべきものと決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（喪失届）

第4条 年金の受給資格を喪失した者は、長野市重度心身障害児福祉年金受給資格喪失届書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月29日規則第7号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成4年6月30日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年6月30日規則第29号）

（施行期日）

1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

附 則（平成15年3月28日規則第25号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月20日規則第42号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

長野市重度心身障害児福祉年金受給資格認定申請書

年 月 日

(宛先) 長野市長

申請者(保護者) 住 所  
氏 名  
連絡先(電話)

長野市重度心身障害児福祉年金条例第4条の規定による受給資格の認定を受けたいので申請します。

障 害 児	フリガナ			保護者との 続柄		
	氏名					
	生年月日	年 月 日				
	手当	特別児童扶養手当	1 受給している ( 級)    2 受給していない			
		障害児福祉手当	1 受給している            2 受給していない			
	身体障害者手帳	1 有	手帳番号	第	号	級
		2 無	交付年月日		年	月 日
療育手帳	1 有	手帳番号	第	号	障害程度 A・B	
	2 無	交付年月日		年	月 日	
支払希望金融機関 (保護者名義)	銀行・信金 農協	支店 支所	口座番号			
			口座名義人 (カナ)			

長野市重度心身障害児福祉年金受給資格喪失届書

年 月 日

(宛先) 長野市長

住 所  
保護者 氏 名  
連絡先 (電話)

長野市重度心身障害児福祉年金の受給資格を喪失したので、長野市重度心身障害児福祉年金条例施行規則第4条の規定により届け出ます。

- 1 障害児の氏名
  - 2 受給資格の喪失理由
  - 3 受給資格の喪失年月日 年 月 日
-